

会報



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS

2010.7



平成21年度「土木の日」(都城地区)

開催地：縄瀬小学校

参加機関・団体：都城土木事務所 都城地区建設業協会ほか

No.429

目 次

◇平成22年7月行事予定	1
◇平成22年8月上旬行事予定	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第3回常務理事会を開催	3
2. 県土整備部と県建設業協会常務理事会との第1回意見交換会を開催	4
3. 平成22年度優秀施工者宮崎県知事表彰県知事より表彰される	5
4. 平成22年度宮崎県建設業協会青年部連合会通常総会が開催される	5
5. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ	7
6. 平成22年度建設工事施工統計調査（平成21年度実績）及び 住宅用地完成面積調査（平成21年度実績）への協力依頼について	8
7. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内	10
8. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～	11
9. 県中小企業融資制度『口蹄疫緊急対策貸付』のご案内	12
◇雇用改善コーナー	
1. 建設教育訓練助成金のご案内	13
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	13
◇技 士 会	
1. 第19回『通常総会』開催される	14
2. 『監理技術者講習会』今後の日程についてお知らせ!!	17
3. 平成22年度土木施工管理技術検定試験1級「実地」試験受験準備講習会	17
4. 平成22年度2級土木施工管理技術検定試験における『講習会』ご案内	17
◇建 退 共	
1. 県退共に加わっている皆様へ	18
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	19
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（5月分）	19
◇建 災 防	
1. 高所作業車の転倒による死亡災害が発生!	20
2. 足場等の安全点検の確実な実施について!	21
◇火薬協会	
1. 平成21年火薬類関係事故について	22
2. 火薬類の事故発生について	23
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（5月分）	24
2. 中間前払金のご案内	25
◇図書のご案内	
1. 「土木工事安全施工技術指針」、「災害手帳」、 「わかりやすい土木工事積算」のご案内	26
◇建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 育英奨学金前期分31,263,000円、256名に給付!!	29

平成22年7月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	建設業福祉共済団全国事務担当者 会議（東京）	労働局安全衛生表彰式（宮崎）	火薬知事試験願書締切
2	金	脇雅史個人演説会（宮崎）：未定	小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（3日まで清武）	
3	土			
4	㊥	1級土木施工管理技士試験（福岡）		
5	月			
6	火	県土整備部との意見交換会 宮崎県建設業協会常務理事会	全国建設業厚生年金基金協議会理 事長会議・常務理事会（東京） 地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（8日まで延岡）	
7	水			
8	木		雇用管理研修（宮崎）	
9	金		職長・安全衛生責任者教育 （10日まで高千穂）	
10	土			
11	㊥	参議院議員選挙投票日		
12	月		建退共本部業務説明会（東京）	
13	火	建設業セミナー（高千穂）	木造建築物の組立て等作業主任者 技能講習（14日まで清武）	
14	水	宮崎県建設業協会経営基盤強化支 援事業補助金審査委員会（宮崎） 建設業セミナー（日向）	企業年金連合会第1回資産運用一 次研修（東京）	
15	木		建退共本部業務説明会（東京） 車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（16日まで清武）	火薬知事試験養成講習 （16日まで宮崎）
16	金	九州地区技士会総会（福岡）	基金納入告知書発送	
17	土			
18	㊥			
19	月			
20	火	九州建設業協会会長・専務理事会 議（福岡）		
21	水	全国建設青年会議全国大会準備会 （東京） 2級土木受験準備講習会 （23日まで）	現場管理者統括管理講習（清武）	
22	木		雇用管理研修（小林）	火薬保安講習（日向）
23	金		ダイオキシン類特別教育（清武） 足場作業主任者能力向上教育 （高千穂）	
24	土			
25	㊥			
26	月		建退共本部業務説明会（東京）	
27	火	全国建設業協会社会貢献活動表彰 式（東京）	建築物の鉄骨組立て等作業主任者 技能講習（28日まで清武）	
28	水	全国建設業協会理事会（東京） 2級土木受験準備講習会 （30日まで）		
29	木			火薬保安講習（日南）
30	金		足場作業主任者能力向上教育 （木花）	
31	土			

平成22年 8 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊤			
2	月			
3	火		土止め先行工法講習（清武）	
4	水	九州建設業協会建築委員会（福岡） 宮崎県建設業協会4級経理事務士 特別研修（5日まで宮崎） 監理技術者講習（宮崎）		
5	木	九州建設業協会土木委員会（福岡）	振動工具取扱作業従事者安全衛生 教育（延岡）	火薬保安講習（西都）
6	金	九州建設青年会議役員会（鹿児島）	基金九州地区総合厚生年金基金協 議会研修会（福岡） 高所作業車運転技能講習 （8日まで延岡）	
7	土			
8	㊤			
9	月			
10	火	建設資材対策九州地方連絡会 （鹿児島）	コンクリート造の工作物の解体等作 業主任者技能講習（11日まで清武）	
11	水	九州建設業協会労務対策委員会（福岡）		
12	木			
13	金			
14	土			
15	㊤			
16	月		基金納入告知書発送	
17	火			
18	水	一級学科合格発表	足場能力向上教育（延岡）	
19	木			
20	金		高所作業車運転技能講習（22日まで清武）	
21	土			
22	㊤			火薬知事試験（宮崎）
23	月			
24	火		有機溶剤業務従事者安全衛生教育（延岡）	
25	水			
26	木		低圧電気取扱い業務特別教育（清武）	
27	金	新分野進出セミナー（宮崎）	高所作業車運転技能講習（29日まで都城）	
28	土			
29	㊤			
30	月			
31	火			

県協会 会員の動き

（6月1日～30日）

【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(有) 高 山 組	代 表 者	高 山 雅 吉	高 山 文 子
	(有) 西 澤 建 設	代 表 者	西 澤 弘 之	西 澤 ひふみ
		所 在 地	宮崎市佐土原町上田島 2864番地	宮崎市佐土原町上田島 2856番地3
都 城	(株) 清 水 組	代 表 者	清 水 安 次	清 水 三 郎
日 南	中 井 建 設 (有)	代 表 者	小 川 新 一	中 井 徹

【退 会】

地区（市）名	会 社 名	代 表 者 名
都 城	協 和 建 設 (株)	里 岡 賢 一
日 南	河 野 工 務 店 (株)	河 野 玖未子

宮崎県建設業協会

1. 第3回常務理事会を開催

平成22年6月7日（月）午後3時30分、県建設会館2階「委員会室」において、全員出席者のもと開会され、永野会長より、「本日は、先ほどまで県土整備部と第1回目の意見交換を行ったところではありますが、高鍋、小林、西都地区協会員を中心に、口蹄疫で殺処分された家畜の埋却作業に昼夜を分かたず従事され、また新たに宮崎、日向地区協会と埋却作業区域が拡大しており、一方近接地区協会では、24時間体制の消毒ポイントでの消毒作業に従事されており、大変ご苦労様です」とねぎらいの言葉を発し、議事進行へと移った。

議題については次のとおり

議題1 口蹄疫防疫対策への支援体制中間報告について

議題2 「社会貢献」全建会長表彰推薦について

議題3 脇雅史参議院議員比例候補の全国遊説と後援活動について

議題4 次回常務理事会の開催期日について

議題5 その他

① 社会貢献PR活動にかかる建設業協会統一ベストの配布について

② 継続検討中の県協会の非会員の取扱いについて



議題1について、4月20日から5月末までの殺処分された家畜の埋却作業及び24時間チェックポイントでの消毒活動実績並びに支援体制について、今回調査結果を取りまとめた資料で報告を行った。この資料は明日会長より宮崎河川国道事務所長へ報告することとなった。

議題2については、建設業社会貢献活動推進月間における全建会長表彰推薦に、口蹄疫防疫対策への社会貢献活動として高鍋、小林、西都、宮崎、日向の5地区協회를団体表彰として提案したところ、さらに東諸地区協会及び宮崎県建設業協会を含め7団体を推薦することとなった。

議題3については、6月24日公示、7月11日投票の場合（ただ、政局混沌として流動的でかつ、口蹄疫防疫対策との関係で変更の場合もあり）、公示後の全国遊説の個人演説会を7月2日に、宮崎市民プラザ「オルブライトホール」で開催を計画していることを資料により報告し了承された。

また、支援活動として、選挙運動用ハガキCD用名簿3,600名分を東京の後援会へ報告、かつ、選挙公示後のポスターについては、県協会で証紙添付の上、資料のとおり送付することを説明し承認された。

議題4については、7月6日（火）午後1時30分から開催と決定された。

その他の議題として、①については、550着全建から到着したので、各地区協会事務局へ県協会員数分配布し、災害時、防災訓練時、ボランティア活動時に活用いただくよう説明し了承された。

また、口蹄疫防疫対策への義捐金について、全建から100万円、九建から100万円、県協会として200万円を宮崎県福祉保健部長へ届けたところであるが、各地区協会において市町村へ義捐金を寄付する場合、この金額を超えない額で調整することとなった。

最後に、継続的検討課題となっている非会員の取扱について、入会金30万円を減額して加入させることより、県協会の組織メリットを見出すことが先決であるということで一致し、その方向で今後検討していくことで決定し、全審議を終え終了した。

2. 県土整備部と県建設業協会常務理事会との第1回意見交換会を開催

平成22年6月7日（月）午後1時30分より宮崎県建設会館5階「会議室」において、総合評価落札方式等入札制度全般について、県土整備部管理課並びに技術企画課との意見交換会が開催された。

主な議題内容については次のとおりである。

「情報提供」

1. 平成21年度の入札・契約結果について
2. 平成21年度総合評価落札方式の施行状況
3. 総合評価落札方式の平成22年4月改正の概要
4. 土木工事共通仕様書の改正について

「意見交換会：資料なしフリートーク」

1. 入札・契約制度改革について
2. 総合評価落札方式の今後の見直しについて

入札制度のより良い改革に向けて、フリートーキング形式で行われ、活発な議論が交わされた。

総合評価落札方式に意見が集中したが、主な内容については、受注状況Kの改正について、防災協定の取扱いについて、会社と技術者のウェイトの割合について、経常JVの本店取扱いについてなど。

今後、上記の内容等含め、引き続き意見交換会を開催することとなった。



県土整備部出席者

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
次長（道路・河川・港湾担当）	岡 田 健 了	技術検査課課長	関 師 雄 一
次長（都市計画・建築担当）	佐 藤 徳 一	技術検査課課長補佐	馴 松 義 昭
管理課長	成 合 修	技術検査課主幹	梅 下 利 幸
管理課課長補佐	奥 浩 一	技術検査課主任技師	亀 岡 知 志
管理課主幹	河 野 譲 二		

3. 平成22年度優秀施工者宮崎県知事表彰県知事より表彰される

去る6月3日（木）、「県庁知事室」において技術・技能が優秀な者を表彰する『平成22年度優秀施工者県知事表彰』が行われ、宮崎県建設業協会会員3名（協会推薦）、宮崎県建設産業団体連合会会員2名（建産連推薦）の計5名に対して、東国原英夫知事より表彰状並びに記念品が贈呈された。

表彰式では、知事より、「受賞者の皆さんは第一線で活躍され、その技術、技能は高く評価されるものがあります。本県は今、口蹄疫が発生し、建設業界の皆さんには厳しい状況にある中、大変ご協力を頂き感謝しております。その早い終息を目指して全力で取り組んでおりますので、ご理解とご協力をお願いします。受賞者の皆さんは今後とも業界発展のため、ご尽力されることを期待します。」と祝辞を述べた。



優秀施工者宮崎県知事表彰受賞者
（左から渡部氏、山下氏、樋口氏、東国原県知事、佐保氏、沖野氏）

「優秀施工者宮崎県知事表彰」は、建設現場に直接従事する者のうち、技術、技能、人格等に優れた人を対象に、その社会的評価、地位の向上を図るとともに、建設業のイメージアップ、若年者の入職促進等建設業の構造改善に寄与することを目的として、平成5年から表彰を実施しているものである。

受賞者は下記のとおりである。

【(社)宮崎県建設業協会推薦】敬称略

氏 名	年齢	会 社 名
山下 誠	54歳	許 斐 建 設 (株)
樋口 邦彦	63歳	(株) 長 谷 川 組
佐保 康徳	43歳	(株) 竹 尾 組

【宮崎県建設産業団体連合会推薦】敬称略

氏 名	年齢	会 社 名
沖野 幸光	48歳	(株)イマムラテクノ
渡部 富延	54歳	都 北 産 業 (株)

4. 平成22年度宮崎県建設業協会青年部連合会通常総会が開催される

平成22年度の通常総会は6月18日（金）午後3時00分から宮崎県建設会館5階「会議室」において、児玉清和連合会部長（旭洋建設株式会社代表取締役）の議事進行のもと、開催された。

11支部協会青年部の正・副部長25名が出席し、次の4議案について審議が諮られ

第1号議案 平成21年度事業及び決算報告について

第2号議案 平成22年度事業計画（案）、収支予算（案）について

第3号議案 任期満了に伴う役員の選任について（案）

3議案についていずれも原案通り承認可決された。

なお、本総会で選任された役員の皆様方は次頁のとおりである。



平成22年度 宮崎県建設業協会青年部連合会 役員名簿

平成22年 6 月 18日

役員種別	地区	氏 名	商号又は名称	役員種別	地区	氏 名	商号又は名称
部 長	宮 崎	松本 昌大	松 本 建 設 (株)	理 事	小 林	八重尾晋吾	(株) 八 重 尾 組
副 部 長	小 林	内藤 健	(株) 日 進 建 設	〃	〃	片地 憲文	(株) 淵 上 組
〃	日 向	寺原多加広	(株) 寺 原 建 設	〃	〃	大浦 祐治	(株) 大 浦 建 設
常任理事	串 間	山下 敏	(株) 高橋工務店	〃	東 諸	高橋 信一	(株) 高 橋 組
〃	都 城	槇原 隆二	(株) 槇 原 建 設	〃	西 都	仁科聡一郎	(名) 仁 科 産 業
〃	西 都	後藤 信二	後 藤 工 業 (株)	〃	〃	荒川 清志	(株) 荒 川 建 設
〃	高 鍋	井尻 雄樹	川 南 工 業 (株)	〃	高 鍋	西府真一郎	(有) 西 府 組
〃	延 岡	高橋 忠司	(資) 高 橋 建 設	〃	〃	柳 和博	(有) 柳 産 業
〃	高千穂	富高 徹雄	富 高 工 業 (株)	〃	日 向	本田 耕一	田 原 工 業 (株)
監 事	日 南	永野 伸弥	永 野 建 設 (株)	〃	〃	中本 英紀	興 洋 開 発 (株)
〃	東 諸	武田 直隆	(株) 武 田 建 設	〃	延 岡	小野 陽平	東 栄 建 設 (株)
相 談 役	宮 崎	児玉 清和	旭 洋 建 設 (株)	〃	高千穂	下鶴 一幸	(有) 五ヶ瀬建設
常任理事相談役計 12名				〃	〃	竹尾 英樹	(株) 竹 尾 組
理 事	宮 崎	宇治橋信雄	(有) 宇治橋建設	〃	〃	鶴留 章広	(有) 高松佐藤建設
〃	日 南	熊田原 敬	(株) 熊田原工務店				
〃	〃	竹井 哲博	(株) 竹 井 建 設				
〃	串 間	時任 猛	(有) 時 任 工 業	理 事 計 21名			
〃	〃	野辺 俊就	野 辺 建 設 (株)	常任理事：各地区青年部 部長 理 事：各地区青年部 正・副部長 相 談 役：青年部連合会 前部長			
〃	都 城	高野 俊三	高 野 建 設 (株)				
〃	〃	佐澤 充	共 栄 建 設 (株)				

5. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆さまの福祉を増進することを目的に県が設置した「公の施設」について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成18年度から指定管理者制度を導入し、県が指定した管理者（指定管理者）に管理業務を行っていただいております。（ただし、県が直接管理する施設は除きます。）

このたび、指定期間が平成22年度末に満了することに伴い、以下の施設について23年度からの管理業務をお願いする指定管理者を新たに募集いたします。法人その他の団体（個人は除く）であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

具体的な募集情報は、各施設所管課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 指定管理者制度について 県行政経営課 組織・行革担当 (0985)32-4473

※各施設の募集情報の詳細は、以下施設所管課までお問い合わせください。

【県ホームページ】 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei_kanri/

番号	公の施設の名称・所在地	募集期間・現地説明会・問い合わせ先	
1	県立芸術劇場（宮崎市）	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）
		募 集 期 間	平成22年6月25日（金）～平成22年9月10日（金）
		現 地 説 明 会	平成22年7月9日（金）午後1時～ 会場：メディキット県民文化センター （県立芸術劇場） ※前日までに参加申込みが必要です。
		問い合わせ先	文化文教・国際課 TEL: (0985)26-7117 FAX : (0985)32-0111 E-MAIL: bunkabunkyo-kokusai@pref.miyazaki.lg.jp
2	宮崎県総合農業試験場 亜熱帯作物支場 （エントランスガーデン及 びトロピカルガーデンに 限る） （日南市）	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成26年3月31日（3年間）
		募 集 期 間	平成22年7月9日（金）～平成22年9月10日（金）
		現 地 説 明 会	平成22年7月26日（月） 午前10時～12時 会場：トロピカルガーデン ※7月22日までに参加申込みが必要です。
		問い合わせ先	農政企画課 TEL: (0985) 26-7123 FAX: (0985) 26-7307 E-MAIL: nouseikikaku@pref.miyazaki.lg.jp

6. 平成22年度建設工事施工統計調査（平成21年度実績） 及び住宅用地完成面積調査（平成21年度実績）への 協力依頼について

国土交通省大臣官房審議官（情報政策担当）

貴協会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「建設工事施工統計調査」及び「住宅用地完成面積調査」については、本年度も7月1日を調査日として、国土交通大臣から指定を受けた各建設業者の皆様に、都道府県を通じ依頼させていただくこととなりました。

これらの統計調査は、我が国における1年間の建設活動の実態及び宅地造成等工事の状況を明らかにすることを目的とした調査であり、特に「建設工事施工統計調査」は統計法に基づく基幹統計調査として実施されます。

また、その調査結果は我が国の経済政策、財政政策、建設行政等の基礎資料として幅広く利用され、政府機関ばかりでなく、民間企業、学会からも大きく注目されています。特に、建設業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっている現在、建設業界の置かれている状況等を客観的なデータとして公表することの意味は、極めて大きいと考えます。

しかしながら、近年、両統計調査の回収率が低下傾向にあり、このまま低下傾向が続けば、調査の精度に影響が及ぶことも危惧される状況にあります。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、両統計調査の趣旨につき改めてご理解を賜り、円滑な調査実施のため、今一度格段のご配慮を賜りますとともに、貴協会会員の方々へご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

建設工事施工統計調査の概要

1. 調査の目的

建設工事施工統計調査は、建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的とする。

2. 調査の対象

建設業の許可を受けた建設業者（約51万業者）のうち国土交通大臣の指定した建設業者（約11万業者）が施工した建設工事等について調査を行う。

大臣許可（個人・法人）及び直営事業所等	全数
知事許可	
・資本金（出資金）3,000万円以上の法人	全数
・「舗装」、「しゅんせつ」、「板金」及び「さく井」の許可を有する者	全数
・個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人	1/3～1/106

3. 調査事項

- ① 建設業者名及び許可番号
- ② 主たる営業所の所在地
- ③ 経営組織
- ④ 資本金又は出資金
- ⑤ 業態別工事種類
- ⑥ 就業者数
- ⑦ 国内建設工事の年間完成工事高
- ⑧ 国内建設工事の年間受注高
- ⑨ 有形固定資産

-
- ⑩ 兼業売上高
 - ⑪ 建設業の付加価値額

4. 調査の時期

- ① 調査期日 毎年7月1日
- ② 調査対象期間

決算期終了の日が3月31日である建設業者にあっては毎年3月31日現在、その他の建設業者にあっては毎年3月31日前の直近の決算期終了の日現在

5. 調査の方法

毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

6. 調査の結果

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全建設業者の値に復元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

7. 公表

3月末にホームページ及び印刷物により公表

住宅用地完成面積調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、年間の住宅用地の完成面積を調査することによって住宅用地の供給量の実態を地域別に明らかにし、住宅地行政の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の対象

建設工事施工統計調査の対象業者（約11万業者）の中から、宅地造成工事を施工するものと思われる3業種（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業）の建設業者（約8万業者）を調査対象としている。

3. 調査事項

- ① 施工地域
- ② 発注者の種類（公共・民間）
- ③ 区域の種類（一般・土地区画整理事業）
- ④ 住宅用地の種類（一団地の住宅用地、小規模開発の住宅用地、再開発的な住宅用地、別荘用地）
- ⑤ 工事件数
- ⑥ 住宅用地完成面積

4. 調査の時期

- ① 調査期日 7月1日
- ② 調査対象期間 調査対象年4月1日～翌年3月31日

5. 調査の方法

毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

6. 公表

3月末にホームページ及び印刷物により公表

7. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内

中小・中堅
建設業者の皆様へ

専門家による 情報提供・経営相談です

無料派遣

ワンストップサービスセンターのご案内



建設企業の方なら
どなたでもご利用
いただけます。

各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において経営相談を受け付けるとともに、ご希望に応じて、中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣します。

- 建設企業への助成金や支援制度を活用したい。
- 経営方針・経営戦略、資金調達などの相談をしたい。

建設企業の皆様に、以下のようなメニューをご用意しております。

● 支援メニュー

1. 情報提供

経営に関するさまざまな情報を満載！

新分野に進出したい、支援制度を知りたい、経営のヒントを知りたい、など経営の役に立つさまざまな情報をホームページでまとめて紹介しています。

ヨイケンセツドットコム

<http://www.yoi-kensetsu.com/>

ヨイケンセツドットコム

検索

2. 無料経営相談

専門家による無料の経営相談サービス

- 中小企業診断士、税理士等の経験豊富なアドバイザーが、貴社を訪問しご相談を伺います。経営方針、資金調達などの課題から、新分野（成長分野）進出など、将来を見すえた問題まで、幅広く丁寧にアドバイスいたします。

- **2回まで無料**でご利用いただけます。

（新分野（成長分野）進出に関する相談は、**4回まで無料**）

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。

● ご相談はこちらへ 無料経営相談の申込は裏面をご利用下さい。

■ (財)建設業振興基金 構造改善センター
TEL 03-5473-4572 / FAX 03-5473-4594

■ 各都道府県等の相談窓口(全国90カ所)については
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>
を御覧下さい。

8. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～

中小企業の資金繰りを応援します！（宮崎県中小企業融資制度）

平成22年4月1日現在

対象業種を原則全業種に拡大	据置期間の延長
セーフティネット貸付	新型インフルエンザにも対応
	信用保証料の軽減

☆ 借換・一本化にも対応！（制度や返済期間等によって一部借換・一本化できない場合もあります。）

○ 売上の減少や、取引企業の倒産に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

※原則として、**全業種**（農林水産業、金融業など法令上の対象業種を除く）に属する中小企業者が対象になります。

①売上高・販売数量が減少した場合

最近3ヶ月間の「平均売上高」または「平均販売数量」（建設業にあっては完成工事高または受注高）が前年同期比又は2年前同期比3%以上減少している中小企業者等

②売上総利益率または営業利益率が減少した場合

最近3ヶ月間の「平均売上総利益率」または「平均営業利益率」が前年同期比3%以上減少している中小企業者等

③原油価格上昇を価格転嫁できない場合

製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない中小企業者等

④新型インフルエンザによる影響を受けた場合

新型インフルエンザの影響により、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比3%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間でも3%以上の売上高等の減少が見込まれる中小企業者等

⑤国が指定する大型倒産企業に50万円以上売掛金債権等をもっている中小企業者等

☆ **融資対象者であることについて、市町村長の認定を受ける必要があります。**

※ 認定申請に必要な書類は、認定要件（業種、売上高等）が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)
運転資金 3,000万円
(組合は8,000万円)
融資期間 10年(うち据置期間2年)以内
融資利率 年1.80%～2.30%
信用保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・借入申込書(保証協会又は取扱金融機関の様式)
- ・セーフティネット認定書
- ・市町村民税が完納されていることの証明書
- ・決算書、残高試算表、商業登記簿謄本等

○ 経営の安定や改善を図りたい方は

経済変動・災害対策貸付

融資対象者

- ① 売上または利益が前年同期比で3%以上減少している方
- ② 再生手続きの開始申立等を行った事業者に対して売掛金債権等をもっている方など

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)
運転資金 3,000万円
(組合は8,000万円)
融資期間 10年(うち据置期間2年)以内
融資利率 年2.00%～2.50%
信用保証料率 年0.35%～1.00%

- 経営支援チームの経営指導を受け、経営再建を図りたい方
- 比較的少額な資金を迅速に受けたい方

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 比較的少額な資金を迅速に融資を受けたい中小企業者
- ② 「建設産業等地域力連携強化事業」による助言を受けた中小企業者又は「建設産業支援対策事業」又は「建設産業育成総合対策事業」による補助金の交付を受けた建設業者

融資限度額 ①の場合 500万円
②の場合 1,500万円
融資期間 7年(うち据置期間1年)以内
融資利率 金融機関所定金利(5.0%以内)
信用保証料率 年0.40%～0.65%

○ 保証付き債務を一本化し、月々の返済を軽減したい方は

経営再建等支援貸付(借換)

融資対象者

- ① 信用保証付き融資を受けていて、借換により経営安定を図りたい方

融資限度額 5,000万円(設備・運転資金の合計)
(追加融資を含め限度額以内)
融資期間 10年(うち据置期間1年半)以内
融資利率 金融機関所定金利(年5%以下)
信用保証料率 年0.45%～0.55%

※各制度に関するお問い合わせは

宮崎県商工政策課 金融対策室	0985-26-7097
日南県税・総務事務所 商工労政担当	0987-22-2636
都城県税・総務事務所 商工労政担当	0986-23-4518
延岡県税・総務事務所 商工労政担当	0982-33-2862
宮崎県信用保証協会 本所	0985-24-8253
支所	0982-34-8862

県内各商工会議所、商工会、県内各金融機関

9. 県中小企業融資制度『口蹄疫緊急対策貸付』のご案内

取扱期間：平成22年4月28日～平成22年7月31日

1 融資対象者

次のいずれかの要件に該当するもの。詳細は、県金融対策室（☎0985-26-7097）にお問い合わせください。

- 宮崎県内で生産される畜産物（口蹄疫の影響を受けているものに限る。）を主に扱う食料品製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、小売業、飲食店又はと畜場を営む中小企業者及び組合
- 口蹄疫の影響により、最近1か月間の平均売上高又は平均販売数量がそれ以前の1か月間又は前年同期より減少している中小企業者及び組合（農林水産業、金融業等を除く。）

2 融資利率等

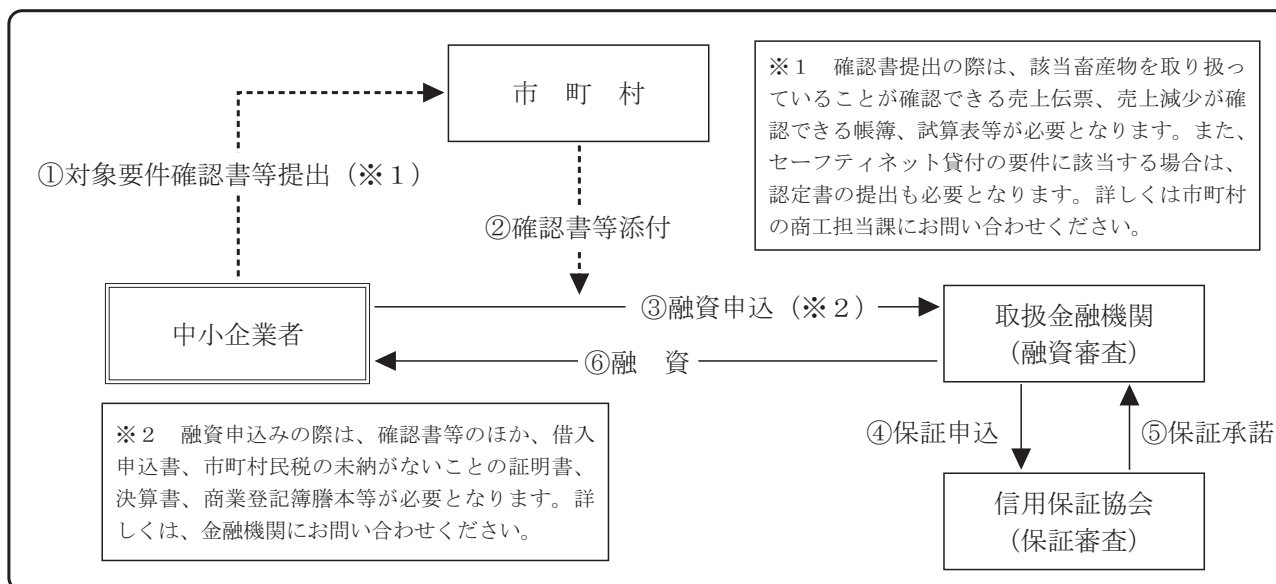
項 目	融 資 条 件			
融 資 利 率	3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下
	年 1.70%	年 1.90%	年 2.10%	年 2.20%
セーフティネット貸付等の要件に該当する方（※）	年 1.50%	年 1.70%	年 1.90%	年 2.00%
保 証 料 率	原則として年 0.45%			
融 資 限 度 額	運転資金 5,000 万円			
融資期間(6月1日改正)	10 年以内（うち据置 3 年以内）			
保 証 人	法人：原則代表者要 個人：原則不要			
担 保	必要に応じて要			
取 扱 金 融 機 関 (6 月 8 日 改 正)	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行			

※ 最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量が前年同期比又は2年前年同期比3%以上減少している中小企業者等

3 融資の流れ

「口蹄疫緊急対策貸付」の融資申込みに当たっては、事前に事業所の所在地を管轄する市町村から融資対象者に該当するか確認等を受ける必要があります。

また、金融機関及び信用保証協会の金融上の審査があります。



雇用改善コーナー

1. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額	
①	認定訓練	第1種 (訓練経費)	中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業費補助金（運営費）又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	1人1月（コース又は単位）当たり1,800円から25,000円を限度（訓練の課程により助成額が異なります。）
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用・能力開発機構からキャリア形成促進助成金を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり5,400円又は7,000円を限度（訓練の課程により助成額が異なります。）
②	技能実習	第2種 (実習・受講経費)	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、又は、登録教習機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成	一の技能実習について1日13万円（別に定める要件の場合は20万円）かつ20日分を限度
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の技能実習等について1人1日当たり7,000円かつ20日分を限度
③	通信教育訓練	第2種 (受講経費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成	一の教育訓練の受講料（教科書代・教材費含む）の1/2、1人当たり10万円を限度
④	就業機会確保事業教育訓練	第2種 (訓練経費)	建設業務労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために就業機会確保事業教育訓練を行った場合、経費の一部を助成	教育訓練の実施に要した経費の1/2（中小建設事業主の団体については2/3）、1コースあたり5万円を限度
		第4種 (賃金)	建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで就業機会確保事業教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	支給対象賃金の1/2（中小建設事業主は2/3）、一の対象教育訓練について150日分を限度
⑤	受講援助	第3種 (旅費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に三田建設技能研修センター（兵庫県三田市）又は富士教育訓練センター（静岡県富士宮市）が実施する職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成	一の受講について、受講のために旅費として負担した額の1/2
	職業訓練推進	第3種 (運営費)	要件を具備する職業訓練法人が広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施した場合、運営費の一部を助成	支給対象費用の2/3、一事業年度9,000万円を限度（別に定める規模未満の職業訓練を行う場合は、その規模により、7,500万円又は6,000万円又は4,500万円を限度）
	施設等設置整備	第3種 (設置整備費)	要件を具備する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行った場合、経費の一部を助成 注：用途変更禁止期間が設定されます。	設置整備費用の1/2、3億円を限度

2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
⑥	建設事業主雇用改善推進助成金	(事業費) 中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注：中小建設事業主以外の建設事業主が関係請負人の雇用改善を図るために事業を実施した場合に、対象となる助成金もございます。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

— お問い合わせ —

独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター

TEL 0985-51-1511

仕事のエネルギーは、明るい職場から。

技 士 会

1. 第19回『通常総会』開催される

平成22年度（19回）の通常総会は、さる5月26日（水）午後1時30分から宮崎県建設会館において開催され、盛会裡に終了いたしました。総会の状況は次のとおりです。

1 挨拶

竹尾会長より「現在宮崎県では口蹄疫が発生しており、我々協会も協力し一刻も早く終息させたいと思います。我々は様々な事業を行ってきましたが、その中で施工単価の廃刊についての取り組みを実現させた事は技士会にとって大きな一歩だと思えます。さらに前々から取り組んでいる書類簡素化についても昨年同様の簡素化に取り組んでまいります。

業界は依然として厳しい状況ですが、発注者、受注者がお互いに手を取り合ってより良い仕事をしていきたいと思えます」と話され、続いてご来賓5名のうち宮崎河川国道事務所伊藤高所長代理森崎和博工事品質管理官と宮崎県県土整備部児玉宏紀部長代理岡田健了次長からご祝辞をいただきました。

2 表彰伝達

（社）全国土木施工管理技士会連合会会長の表彰伝達を行いました。

(1) 表彰規程第3条関係の2ーロ 【正会員の理事及び監事】

「永年にわたり役員、委員会の委員として尽力し、その功績が顕著な者」

支部名	氏 名	役職名	在 職 期 間	年数
宮 崎	田 村 努	監 事	平成12年6月～平成18年5月	6 年

「表彰基準」

正会員の理及び監事で6年以上の在任者

(2) 表彰規程第3条関係の2ーハ 【正職員の職員】

「永年にわたり役員、委員会の委員又は職員として尽力し、その功績が顕著な者」

支部名	氏 名	役職名	在 職 期 間	年数
小 林	市 来 照 男	事務局長	平成11年12月～平成21年12月	10年 1 月
宮 崎	日 高 哲 也	主 事	平成11年7月～平成21年12月	10年 6 月

「表彰基準」

正会員の職員で10年以上の在職者

(3) 表彰規程第4条第2項 【優良工事従事技術者】

「優良工事として表彰された工事に従事し、特に優秀な成績をあげ、他の模範となる者」

支部名	氏 名	会社名	工 事 名	施工場所	発注機関名
延 岡	津 田 兼 児	(株) 盛 武 組	東九州道（県境～北川間） 北川 I C A ランプ改良工事	北川町	国土交通省
小 林	中 尾 建 治	(株) 山 本 組	仮屋原排水樋門新築工事	国富町	国土交通省
小 林	花 房 輝 政	(株) 丸山工務店	林地荒廃防止事業天神元地区	えびの市	宮 崎 県

「表彰基準」

国、地方公共団体及び公団等の発注した工事について、平成21年1月1日から12月31日までの間に表彰された者

3 来賓紹介

ご来賓5名の方々を紹介いたしました。

勤 務 先	役 職 名	ご 芳 名
国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	工事品質管理官	森 崎 和 博
国土交通省九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所	副 所 長	神 薊 文 雄
宮崎県 県土整備部	次 長	岡 田 健 了
宮崎県 環境森林部 工事検査課	工 事 検 査 監	水 垂 信 一
宮崎県 農政水産部 工事検査課	工 事 検 査 監	溝 口 博 敏

4 議事録著名人の選任

日南支部の代議員・小野建設（株）「小野耕嗣」様と日向支部の代議員・㈱甲斐建設「甲斐 裕」様をお願いいたしました。

5 議 事

議事は、竹尾会長が議長（会則の第21条により）となって進められた。

- (1) 第1号議案 平成21年度事業報告書、決算書、剰余金処分案について
- (2) 第2号議案 平成22年度事業計画（案）、収支予算書（案）について
- (3) 第3号議案 役員の任期満了に伴う新役員の選任について
- (4) その他

第1号議案から第3号議案について原案どおり承認されました。
以上で総会は滞りなく終了いたしました。



竹尾会長あいさつ



森崎様あいさつ



受賞者の方々



岡田様あいさつ

平成22・23年度 宮崎県土木施工管理技士会役員名簿

役員種別	支 部	氏 名	商号又は名称	役員種別	支 部	氏 名	商号又は名称
会 長	高千穂	竹 尾 通 洋	(株) 竹 尾 組	代議員	東 諸	長 友 正 勝	(株) 長 友 組
副会長	小 林	淵 上 鉄 一	(株) 淵 上 組	〃	〃	金 子 勝 生	(株) 金 子 建 設
副会長	日 向	甲 斐 英 伸	甲 勝 建 設 (株)	〃	〃	藤 元 建 二	(株) 藤 元 建 設
理 事	宮 崎	川 上 淳	(株) 川 上 土 木	〃	西 都	橋 本 和 夫	(株) 橋 本 組
〃	日 南	永 野 征四郎	永 野 建 設 (株)	〃	〃	河 野 孝 文	河 野 建 設 (株)
〃	串 間	谷 口 光 秀	(株) 谷 口 組	〃	高 鍋	津 房 正 寛	(株) 津 房 産 業
〃	都 城	堀之内 芳 久	大 淀 開 発 (株)	〃	〃	井 尻 雄 樹	川 南 工 業 (株)
〃	東 諸	林 正 和	林 建 設 (株)	〃	日 向	相 生 秀 樹	(株) 相 生 組
〃	西 都	仁 科 俊一郎	(名) 仁 科 産 業	〃	〃	黒 木 耕 作	(株) 黒 高 組
〃	高 鍋	河 野 宏 介	(株) 河 北	〃	〃	黒 木 繁 人	旭 建 設 (株)
〃	延 岡	山 崎 司	(株) 山 崎 産 業	〃	〃	長谷川 明 正	(株) 長 谷 川 組
〃	県協会	岡 田 義 美	(社)宮崎県建設業協会	〃	〃	田 村 義 久	(株) 田 村 産 業
理 事 計 12名				〃	〃	大 橋 浩 啓	(有) 大 東 建 設
代議員	宮 崎	川 越 昌 廣	(株)ダイニチ開発	〃	延 岡	甲 斐 武一郎	三 幸 建 設 (株)
〃	〃	後 藤 啓 嗣	(株) 伸 東 建 設	〃	〃	河 野 孝 夫	日 新 興 業 (株)
〃	〃	田 村 努	(株) 田 村 産 業	〃	〃	森 龍 彦	上 田 工 業 (株)
〃	〃	原 田 忠 男	原 田 建 設 (株)	〃	〃	湯 川 鶴 三	湯 川 建 設 (株)
〃	〃	大 塚 一 太	(株) 大 塚 組	〃	〃	柳 田 康 幸	八 作 建 設 (株)
〃	〃	辻 武 男	(有) 辻 栄 建 設	〃	〃	盛 武 一 則	(株) 盛 武 組
〃	〃	原 田 敦 憲	(株) 原 建	〃	高千穂	工 藤 勝 利	(株) 工 藤 興 業
〃	日 南	小 野 耕 嗣	小 野 建 設 (株)	〃	〃	竹 尾 楠 秀	中 央 建 設 (株)
〃	〃	谷 口 信 幸	(株)谷口重機建設	〃	〃	山 本 富士生	(有) 山 本 建 設
〃	〃	青 山 元 信	青 山 建 設 (有)	代 議 員 計 40名			
〃	串 間	吉 田 一 徳	吉 田 建 設 (有)	監 事	宮 崎	西 條 隆 雄	(株) 西 條 組
〃	都 城	田 代 籐 平	(株) 田 代 組	〃	串 間	内 田 謙 吾	内 田 建 設 (株)
〃	〃	長 友 俊 美	丸 昭 建 設 (株)	監 事 計 2名			
〃	〃	木 場 智 彦	(株) 木 場 組				
〃	〃	岩 元 光 男	吉 原 建 設 (株)				
〃	小 林	河 野 与 一	(有) 河 野 産 業				
〃	〃	源 嶋 政 徳	(株) 児 玉 組				
〃	〃	松 岡 重 孝	坂 口 建 設 (株)				

2. 『監理技術者講習会』今後の日程についてお知らせ!!

「CPDS 認定」

22年度の講習会は下記のとおり残り「3回」計画致しております。自分の都合のいい日に受講をしてください。

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985～31～4696)

日 程	会 場
平成22年 8 月 4 日 (水)	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台
平成22年11月17日 (水)	〃
平成23年 2 月 9 日 (水)	〃

大臣認定者の方々へ

法改正により、技士会の講習会を昨年より受講できるようになりましたので（平成21年9月24日閣議決定）積極的に参加して下さい。

工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

3. 平成22年度土木施工管理技術検定試験 1 級「実地」試験受験準備講習会

「CPDS 認定」

1 級土木施工管理技士の国家資格試験「実地」講習会を開催いたします。
資格取得を目指し、皆様と一緒に学習をいたしますのでご案内申し上げます。

日 程	平成22年 9 月 3 日 (金) ～ 9 月 4 日 (土) 2 日間 平成22年 9 月 10 日 (金) ～ 9 月 11 日 (土) 2 日間
時 間	9 : 00～17 : 00
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東 2 - 9 - 19)
実地試験	平成22年10月 3 日 (日) (福岡市)

* 一次試験合格者および (21年度) の一次合格者が対象です。

1 級の学科試験に合格された方は、今度は更に「実地」の試験をクリアされないと 1 級の資格証がもらえません。

4. 平成22年度 2 級土木施工管理技術検定試験における『講習会』ご案内

2 級土木施工管理技術検定「試験」が、今年も福岡市と「鹿児島市」で開催されます。
私ども土木事業を施工する者に必要な資格試験ですので、資格取得をおすすめいたします。
その準備といたしまして、下記のとおり受験準備講習会を計画いたしました。

日 程	第一回目：平成22年 7 月 21 日 (水) ～ 7 月 23 日 (金) (3 日間) 第二回目：平成22年 7 月 28 日 (水) ～ 7 月 30 日 (木) (3 日間)
時 間	9 : 00～17 : 00
場 所	「宮崎県建設会館」 宮崎市橘通東 2 丁目 9 ～ 19

* 近年は公共工事の予算も政府の緊縮財政のあおりを受け、ますます厳しい環境となっており
ます。それだけに国家資格を取得したか否かが決定打になってきたのも事実であります。早めに資格を取りましょう!!

建 退 共

1. 県退共に参加している皆様へ

建設業退職金共済制度

建退共に 加入している 皆さまへ



証紙貼付状況の
確認は定期的に！

現場を変わる時は
手帳を忘れずに
受け取りましょう！

建設業界を引退したら 忘れずに退職金を 請求しましょう！

退職金は
手帳に貼られた証紙が
24月(1ヵ月は21日)以上で
請求できます。



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6 TEL.03-5400-4316

勤労者退職金共済機構
建退共宮崎県支部

〒890-0001 宮崎市橘通東2丁目9番19号 県税局3階内
TEL(0985)20-8867番
FAX(0985)20-8889番

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 済 契 約 者 数	被共済者数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (4月分)
4月末計		社 3,331	名 47,684	前年度累計		冊 374,141	件 41,565	千円 24,168,249	千円 110,419,983
加 入		8	166	当 月 分		817	149	128,196	36,043
脱 退		6	158	本 年 度 分		1,664	278	226,023	36,043
5月末計		3,333	47,692	累 計		375,805	41,843	24,394,272	110,456,026

注：掛金収納額は22.4月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（5月分）

1. 適 用

(平成22年5月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
352社	3,795	603	4,398

2. 給 付

裁定状況

(平成22年5月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	14	7,350,800	24	12,261,200
第2種退職年金	23	5,861,000	35	8,884,700
選択一時金	5	3,773,200	13	9,425,200
脱退一時金	20	3,244,800	32	5,310,600
遺族一時金	0	0	0	0

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成22年5月末現在)

信託資産	13,407,352,136 円
合 計	13,407,352,136 円

建 災 防

1. 高所作業車の転倒による死亡災害が発生！

- 災害発生年月：平成22年 5 月
- 工事の種類：電気通信工事
- 災害の種類：墜落・転落
- 被災の状況：死亡 1 名（事業主）休業 1 名（労働者）

発生状況

- 1 災害は、谷川を挟んだ電柱間に電線を通す工事において発生した。
- 2 工事は、片方の電柱側に高所作業車を設置して、作業床上からテグスを結びつけたペットボトルロケットを他方の電柱側に向けて発射して、電線を通すものである。
- 3 ペットボトルロケットを発射する地点を決めるため、作業床に 2 名搭乗して高所作業車のブーム角度を20度に倒し、作業床が車体の真横になるまでブームを旋回した。
- 4 真横になった作業床のブームを徐々に伸ばしていたところ、高所作業車がバランスを崩して転倒し、作業床上の 2 人が放り出された。
- 5 安全帯と保護帽を着用していた 1 名は作業床から吊るされた状態となって助かったが、他の 1 名（事業主）は安全帯を使用していなかったため、墜落し、さらに斜面を30m転落して死亡した。

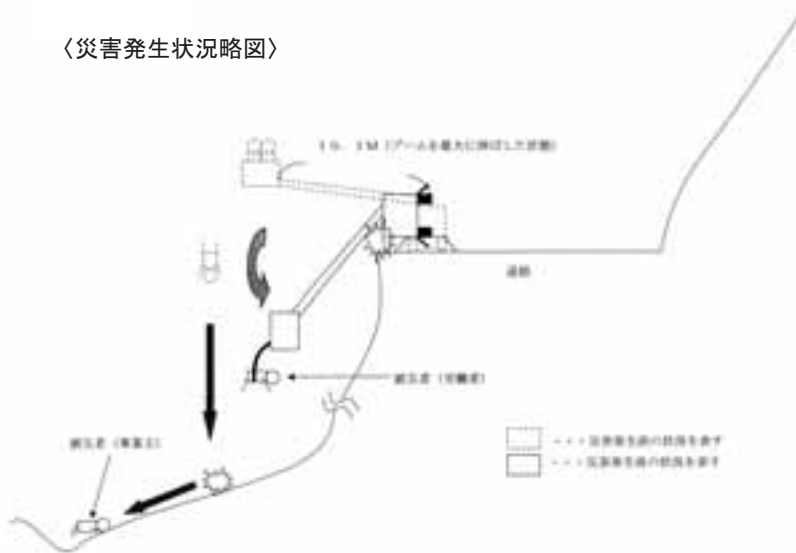
発生原因

- 1 作業範囲を超えたときに、自動的に運転を停止する安全装置を解除していたため、転倒モーメントが大きくなり、高所作業車が不安定となって転倒したこと。
- 2 高所作業車を用いて作業を行うにあたり、あらかじめ、作業の方法等が示されている作業計画を定めていなかったこと。
- 3 高所作業車の作業床上の作業者が安全帯を使用していなかったこと。

再発防止対策

- 1 作業開始前に、作業の方法、作業手順、使用機械などについて総合的に検討し、安全な作業が行えるよう作業計画を作成すること。
- 2 高所作業車に設けられた安全装置等が有効な状態で使用されるよう、日頃より点検及び整備を励行すること。
- 3 高所作業車の作業床上では作業者に安全帯を使用させること。
- 4 1 年以内ごとに 1 回及び 1 月以内ごとに 1 回、定められた事項について定期自主検査を実施して、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じること。
- 5 高所作業車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、制動装置、操作装置及び作業装置の機能について点検を実施して、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じること。

〈災害発生状況略図〉



2. 足場等の安全点検の確実な実施について！

(1) 足場の組立て、変更完了後及び悪天候等の後の点検

各種足場の組立て後、変更後及び地震や悪天候の後には、作業主任者等の十分な知識、経験を有している者が足場を点検することが必要で、異常を認めたときは直ちに補修しなければなりません（安衛則第567条第2項）。

さらに、当該足場を使用して行う仕事が終了するまで、その点検の記録を保存することが義務づけられました（安衛則第567条第3項）。

イ. 点検時期と点検者

点検者 \ 点検時期	足場の組立て、一部解体、変更作業完了後において、作業を開始する前	強風、大雨、大雪等の悪天候の後において、作業を開始する前	中震以上の地震の後において、作業を開始する前
注文者〔元方事業者〕 （足場の提供者）	—	①	①
事業者〔協力会社〕 （足場の使用者）	②	②	②

ロ. 点検者

〔①の点検者〕

足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講した者、又は建災防が実施している「施工管理者等のための足場安全点検実務者研修」を受講した者等、十分な知識、経験を有しているとして、事業者が指名した者です。

〔②の点検者〕

足場の組立て等作業主任者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」受講者等、十分な知識、経験を有しているとして、事業者が指名した者です。

ハ. 点検記録の内容及び保存期間

	①の点検	②の点検
記録の内容	・点検の結果 ・修理等の措置の内容	・点検の結果 ・補修等の措置の内容
保存期間	足場を使用する作業を行うすべての仕事が終了するまでの間	足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間

(2) その日の作業を開始する前の点検

足場を使って作業を行う事業者は、その日の作業を開始する前に足場を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修することが義務づけられました（安衛則第567条第1項）。

この場合の点検者は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から、事業者が指名した者となります。

また点検にあたっては、上記(1)の点検と同様に点検表を用いて点検し、その点検結果や補修した場合の内容を保存しておくことが望ましいと考えられます。

火 薬 協 会

1. 平成21年火薬類関係事故について

総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取 扱	種類別	件数	計	人数	計	人数 (重－軽)	計
製 造 中	産 業 火 薬	2	}	1	}	0－0	}
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	1	}	0	}	0－0	}
	煙 火	17		0		3－28	
	がん具煙火	0		0		0－0	
その他事故	産 業 火 薬	3	}	0	}	0－1	}
	煙 火	1		0		0－1	
	がん具煙火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	6	}	1	}	0－1	}
	煙 火	18		0		3－29	
	がん具煙火	0		0		0－0	

* 運搬中、貯蔵中、がんろう中の事故件数、死亡者数、負傷者数の計は0です。

年別比較表（総括表 最近5年間）

種 類	年	製造中			消費中			運搬中			貯蔵中			がんろう中			その他事故			合計		
		件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷
産 業 火 薬	17	2	0	1－0	5	1	1－1	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	1	1	0－1	8	2	2－2
	18	1	0	1－0	4	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	5	0	1－0
	19	2	0	0－1	7	0	0－0	1	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	2	0	0－2	12	0	0－3
	20	6	1	1－2	7	0	3－3	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	13	1	4－5
	21	2	1	0－0	1	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	3	0	0－1	6	1	0－1
煙 火	17	0	0	0－0	20	0	2－23	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－1	21	0	2－24
	18	0	0	0－0	32	1	5－36	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－0	33	1	5－36
	19	4	0	2－2	29	0	7－34	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	33	0	9－36
	20	0	0	0－0	30	0	4－48	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	1	2	1－4	31	2	5－52
	21	0	0	0－0	17	0	3－28	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－1	18	0	3－29
がん 急 火	17	0	0	0－0	4	0	1－3	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－3	0	0	0－0	5	0	1－6
	18	1	1	0－0	1	0	0－1	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－1	0	0	0－0	3	1	0－2
	19	0	0	0－0	2	0	0－5	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	1－0	1	0	0－0	4	0	1－5
	20	0	0	0－0	3	0	0－1	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	1－2	4	0	1－3
	21	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0
合 計	17	2	0	1－0	29	1	4－27	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－3	2	1	0－2	34	2	5－32
	18	2	1	1－0	37	1	5－37	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－1	1	0	0－0	41	2	6－38
	19	6	0	2－3	38	0	7－39	1	0	0－0	0	0	0－0	1	0	1－0	3	0	0－2	49	0	10－44
	20	6	1	1－2	40	0	7－52	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	2	2	2－6	48	3	10－60
	21	2	1	0－0	18	0	3－28	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	4	0	0－2	24	1	3－30

2. 火薬類の事故発生について

鉱山において火薬類の事故が発生しました。

参考までに掲載します。

鉱種：金・銀	鉱山の所在地：鹿児島県					
災害等の種類：坑外 発破又は火薬類のため	発生日時： 平成22年3月9日（火） 11時10分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者氏名（年齢、職種、直轄・請負の別）： 54歳、坑外係員、直轄						
罹災程度：両大腿多発裂創、左手背部装創、全身打撲、左大腿火傷（Ⅱ度） （約2週間加療）						
【概要】 坑外係員Aは、当日坑外手選場を巡回した際にポリパイプ（発破時に穿孔壁の崩壊を防止するためのもの、50mmφ）3～4本を回収し、手選場に設置されているポリパイプ用の切断機を用いて切断を行った。 ポリパイプは1 m以上あるものは切断して廃棄することになっていた。 1本目を切断した後、2本目（長さ約1.7～1.8m）のポリパイプには管内に異物が入っていることは分かっていたが、片側より70～80cmのところで切断した。この時、管内に残っていた爆薬（含水爆薬500g）を一緒に切断したことが分かったが、残りのポリパイプが長かったため、1回目に切った反対側から再度切断したところ、管内に残っていた火薬類が爆発し罹災した。 災害発生原因は現在調査中である。						

火薬類 守っていますか 作業の基本 心の油断が まねく事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成22年度	168	▲10.6%	7,478	▲37.2%	395	▲4.6%	28,843	37.1%
平成21年度	188	▲10.0%	11,906	25.5%	414	21.4%	21,042	39.3%
平成20年度	209	▲9.1%	9,483	▲6.5%	341	▲23.0%	15,105	▲17.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

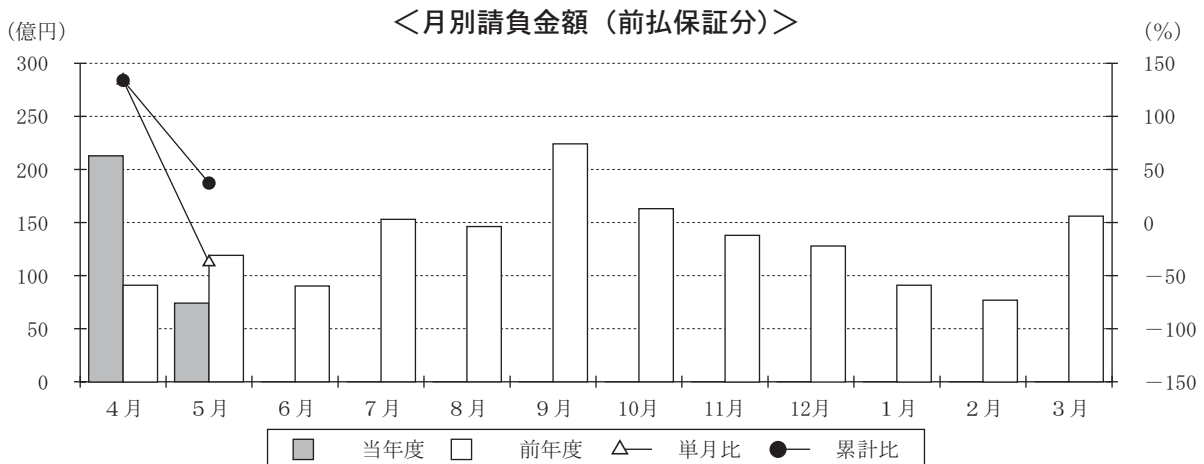
（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	16	1,013	▲78.5%	13.6%	32	7,641	21.4%	26.5%
独立行政法人等	2	392	▲85.6%	5.2%	22	6,079	68.2%	21.1%
県	59	2,093	36.4%	28.0%	150	6,977	99.3%	24.2%
市 町 村	88	2,864	32.2%	38.3%	183	6,345	11.9%	22.0%
そ の 他	3	1,114	42.3%	14.9%	8	1,799	▲8.3%	6.2%
計	168	7,478	▲37.2%	100.0%	395	28,843	37.1%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	39	4,152	29.4%	55.5%	86	6,948	22.1%	24.1%
高 岡	12	204	45.4%	2.7%	20	319	▲18.6%	1.1%
西 都	7	90	▲9.9%	1.2%	23	483	94.6%	1.7%
高 鍋	8	208	▲94.5%	2.8%	19	1,272	▲74.9%	4.4%
日 南	11	334	36.2%	4.5%	18	421	▲62.7%	1.4%
串 間	4	31	222.6%	0.4%	8	121	▲40.4%	0.4%
都 城	19	581	▲58.1%	7.8%	51	2,185	▲14.4%	7.6%
小 林	12	292	▲59.6%	3.9%	40	5,903	298.6%	20.5%
日 向	31	887	104.2%	11.9%	72	5,160	406.4%	17.9%
延 岡	19	620	▲34.2%	8.3%	41	4,839	130.8%	16.8%
西 臼 杵	6	73	▲92.0%	1.0%	17	1,188	2.0%	4.1%
計	168	7,478	▲37.2%	100.0%	395	28,843	37.1%	100.0%



2. 中間前払金のご案内

～ 高鍋町、三股町の工事についても、
中間前払金を請求できるようになりました。～

中間前払金を利用すると、当初の40%の前払金に加え、さらに20%の前払金が
請求でき、資金繰りに役立ちます！

<請求できる発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、美郷町、高鍋町、三股町、国交省、
農水省など

※今年度から高鍋町、三股町についても請求できるようになりました。

<中間前払金のメリット>

① 一括現金払出！！（確認資料不要、当社が払出書類作成）

② 保証料が一律0.065%と格安

例）請負金額1000万円の場合、中間前払は200万円で、保証料は1300円。

請負金額5000万円の場合、中間前払金は1000万円で、保証料は6500円。

銀行借入金利と比べて格安です。

<申込必要書類>

① 保証申込書

② 前払金使途内訳明細書

③ 認定調書（通知書）のコピー

～申込手続は簡単です。～
お気軽にお問い合わせ下さい。

↓

請求時期（工期半分以上かつ出来高半分以上）となりましたら、

「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。

↓

発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

◎お問い合わせ先

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

（TEL：0985－24－5656）

図書のご案内

1. 「土木工事安全施工技術指針」、「災害手帳」、 「わかりやすい土木工事積算」のご案内

謹啓 本協会の運営につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「平成21年度改訂版 土木工事安全施工技術指針」等が発行となりますのでご案内申し上げます。本会では災害手帳他、各種建設関係技術図書を発行しております。既にご周知の図書もあるかと存じますが、別紙チラシをご参照のうえ、ご注文下さるようお願い申し上げます。

謹 白

記

図 書 名	価格（消費税込）	送本料
土木工事安全施工技術指針－平成21年改訂版－ 4月28日より販売開始！	2,500円	本会負担
平成22年 災害手帳 5月17日より販売開始！	1,800円	
平成21年改訂版 わかりやすい土木工事積算－実務者のための積算入門－ 販売中！	2,900円	

※ 販売開始前の図書については、事前に予約注文していただいてもけっこうです。

※ その他の図書につきましては、総合図書目録及び下記HPをご参照下さい。

<http://www.zenken.com/>

土木工事安全施工技術指針

－平成21年改訂版－

「土木工事安全施工技術指針」は、土木工事の安全施工についての一般的な技術的内容を示した指針であり、昭和43年に制定され、その後、労働安全衛生法等の改正に伴い、昭和50年より数次にわたり改訂が行われています。

このたび、平成20年3月に「粉じん障害防止規則」、また平成21年6月に「労働安全衛生規則」が改正されたこと等を踏まえ、安全措置に関する章等の改正がなされています。

また、参考資料として「建設工事の安全対策について」等、安全施工に係る国土交通省からの通知文も掲載しました。

本指針が土木工事に広く活用され、工事中の安全確保や労働災害の防止が図られることを願っています。

主な内容

第1章 総則	第11章 鉄道付近の工事
第2章 安全措置一般	第12章 土石流の到達するおそれのある現場での工事
第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般	第13章 道路工事
第4章 機械・装置・設備一般	第14章 橋梁工事（架設工事）
第5章 仮設工事	第15章 山岳トンネル工事
第6章 運搬工	第16章 シールド・推進工事
第7章 土工工事	第17章 河川及び海岸工事
第8章 基礎工事	第18章 ダム工事
第9章 コンクリート工事	第19章 構築物の取りこわし工事
第10章 圧気工事	参考資料



定 価 2,500円
(税込み、送料本会負担)
会員価格 2,000円
(税込み、送料本会負担)
形式A 5判 285頁

平成22年災害手帳 —平成22年5月発刊—

初めて災害復旧事業に携わる方々にも容易に理解できるように、用語の解説や索引（一般索引、法令関係索引）を含み、わかりやすい編集内容となっています。

本書は、昭和28年に発刊されて以来、災害発生から申請までの手続きより、復旧工法における工法選定上・設計上の注意点まで、都道府県及び市町村等の災害復旧事業を担当する方々に広く活用されています。

主な内容

第1章 災害発生から申請まで

基本法令
災害復旧事業の適用範囲
災害発生から申請までの
手続き

第2章 査 定

査定準備
査 定

第3章 工事着手から精算まで

工事着手前に行うべき事
設計変更
再調査
精算及び成功認定
市町村工事

第4章 改良復旧事業

改良復旧事業の活用について
災害関連事業（関連）
災害復旧助成事業（助成）
河川等災害特定関連事業（特関）
河川等災害関連特別対策事業（災特）
特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）

第5章 復旧工法

工法選定上の注意事項
設計上注意すべき事項

参 考 資 料

災害復旧技術専門家派遣
制度
地震／台風／風浪、うねり／
積雪の密度
災害復旧事業関係法令等
下水道・公園災害
都市災害復旧事業（抄）
主要金額一覧表
災害査定野帳
河川災害復旧工法選定の
フロー
用語の解説

平成22年 災害手帳

形式 A 6 版 616頁

定価 1,800円

（消費税込、送本科本会負担）



平成21年改訂版

土木工事積算編集委員会 編

わかりやすい土木工事積算

－実務者のための積算入門－

本書は当初、主として公共工事の発注機関の積算の入門者、初心者を対象に出版されたが、昭和58年度から中央省庁が公共工事の積算基準を公開したことに伴い、そのねらいの一つである「受注者の見積り能力の向上に資する」という観点も加えて、その対象を発注者職員主体から、公共工事の受注者まで広げ、その趣旨に合わせた大幅な内容の改訂増補を行ってきた。

この度、平成21年改訂版として、土木工事積算の実務に携わる人により参考になるよう、最新積算データに更新し、改訂したものである。

- 〔改訂内容〕
- ・土木工事標準歩掛の改正
 - ・土木工事間接工事費率の改正
 - ・施工単価の改正等



定価 2,900円 A4判 370頁
(消費税込、送料本会負担)

主な目次

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 編 積算の一般共通事項 | 4 編 港湾工事の積算 |
| 2 編 積算の留意点と各種の積算 | 5 編 橋梁工事の積算 |
| 3 編 下水道工事の積算 | 6 編 災害復旧事業の積算（査定設計書の作成） |

申込・問合先

社団法人 全日本建設技術協会 企画課

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-13 昭栄赤坂ビル7階

TEL 03-3585-4546 FAX 03-3586-6640

e-mail:kikaku@zenken.dion.ne.jp

http://www.zenken.com/

三菱東京UFJ銀行赤坂支店 普通 5313577 郵便振替 00150-1-4928

ゆうちょ銀行〇一九店 当座0004928

(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金前期分31,263,000円、256名に給付!!

《前期分256名に給付》

共済団は6月25日、平成22年度の育英奨学金の前期分（平成22年4月～9月まで）として要保育児15名、小学生71名、中学生56名、高校生55名、大学生等59名の計256名に対し31,263,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は6,306人、累計給付額は11億262万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・要保育児……月額	12,000円	年額	144,000円
・小学生……月額	12,000円	年額	144,000円
・中学生……月額	16,000円	年額	192,000円
・高校生……月額	18,000円	年額	216,000円
・大学生等……月額	39,000円	年額	168,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、
大きな力。



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>